平成30年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年12月14日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成30年12月14日 (午前8時57分)

出席議員 1番 若宮 淳也 2番 西井 仁司 3番 溝口 周生

4番 岡村 広彦 5番 舟瀬 勝 6番 登 喜三雄

7番 濱岡 裕之 8番 牧 幸作 9番 木本タヱ子

10番 福井 秀治 11番 八木 淳

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町	長	中村	順一	福祉保健課長 岡田	美和
副町	長	藤田	心作	水 道 課 長 山下	弘文
総務課	長	西岡	一義	産業振興課長 山下	喜市
防災環境詞	果長	中西	章	建 設 課 長 北村 日	青紀
まちづくり推済	進課長	中井	宏明	会計管理者兼出納室長 中井	均
税務課	長	森井	裕	教育委員会教育長中西	正典
住民生活記	果長	岡谷	吉浩	教育委員会事務局長作野	和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長中川美知彦書記阪口 昇吾書記井口 由子書記中村 公洋

議事日程

日程第1 一般質問 1.1番 若宮 淳也 議員

2. 4番 岡村 広彦 議員

3. 10番 福井 秀治 議員

日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第3 討論(議案第55号~議案第68号、発議第7号)

日程第4 採決(議案第55号~議案第64号)

追加日程第1 提出理由の説明(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改 正する条例の附帯決議について、議会の意思とす

ることを求める動議)

追加日程第2 質疑(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例

の附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

追加日程第3 討論(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例 の附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

追加日程第4 採決 (議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例 の附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

日程第4 採決(議案第65号~議案第68号、発議第7号)

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

上程議案

議案第55号 平成30年度 度会町一般会計補正予算(第3号)

議案第56号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

議案第57号 平成30年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1 号)

議案第58号 平成30年度 度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第59号 平成30年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算(第2 号)

議案第60号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

議案第61号 平成30年度 度会町水道事業会計補正予算 (第2号)

議案第62号 度会町選挙公報の発行に関する条例について

議案第63号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第65号 度会町税条例の一部を改正する条例について

議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第68号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

発議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について

議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決 議について議会の意思とすることを求める動議

②開会の宣告 (9時00分)

〇議長(八木 淳) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。 よって、平成30年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を 進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いします。

1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

O1番(若宮 淳也) おはようございます。若宮淳也でございます。

本日は、質問の機会をいただきありがとうございます。12月に入り、今年も残り あとわずかになってまいりました。

また、来年は町長と私たちの任期が終わり選挙が行われます。

そして、日本全体では来年は元号が変わることからも、社会、そして度会町にとっても大きな変化、転換点の年になるのではと感じております。

そこで、今回は町が抱える人口減少と並び企業や働く現場で深刻になっている人 手不足などの問題。

そして、町長が掲げる重点政策の成果や進捗状況について、お尋ねしたいと思います。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目は、今、全国的に大きな問題となっている人手、人材不足について 質問をさせていただきます。

私から申し上げるまでもございませんが、今、少子高齢化、人口減少と並び全国的にも大きな問題になっているのが人手不足、人材不足です。主な要因は、生産年齢人口の減少と言われていますが、私自身中小企業を経営する方に聞いても、農林業の現場、介護・福祉施設、どこにいっても人が足らないと。そういった声も聞きます。

度会町は少子高齢化が進み、加えて、農業に従事する人、田畑や山林を所有する 人が多く、また、町内の介護・福祉施設も多々あり、一次産業や介護分野、介護・ 福祉分野における人材の不足が顕著になってきております。

何よりも、今後の度会町を持続可能に、そして、より発展させていくためには、 一次産業の後継者の育成や介護・福祉分野における人材の確保は真剣に考えていか なければならない課題の一つです。

町としましても、これからも重点課題の一つにして取り組んでいく必要があるの

ではないかと思います。

そういった中、全国的な人手不足、人材不足の問題を受けて、先般の臨時国会で 入管法等の改正が行われました。外国人を受け入れていく上で、さまざまな課題が、 これまでもありましたので、これからもその課題に向き合っていかなければならな いと思いますが、いずれにしましても、この法律の成立により外国人の受け入れに ついて大幅な緩和がなされ、社会にとって大きな変化が生まれると考えます。

好むと好まざるとにかかわらず、この日本全国各地の人手不足、人材不足に対応 して、民間企業は早速この制度を活用し、外国人の受け入れに意欲的に動いており ます。

これまでの実習制度のように、民間の関係機関や企業だけに取り組みをさせるのではなく、町としても外国人を受け入れた場合の生活や住まい、あるいは、働く場の環境などをしっかりとサポートしていく必要があると考えますし、先ほども申し上げましたように、受け入れそのものに対しても一次産業や介護・福祉の現場における後継者や人材確保のため、積極的に、意欲的にかかわっていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、町長としては今の度会町の人手不足、人材不足について、どのように対応していこうとお考えなのか。先般の入管法等の改正に対する見解も踏まえてお聞きしたいと思います。

- **〇議長(八木 淳)** 中村町長。
- **〇町長(中村 順一)** 皆さん、おはようございます。

ただいまの若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

人手不足対策についての御質問、特に、国会では、今、外国人労働者の受け入れ に関する法案が通るということになっておりますけども、御指摘のとおり全国的に、 第一次産業のみならず各種産業界におきましても、後継者、それから人材の確保と いうのが、大きな課題となっております。

後継者や人材確保のために、外国人の受け入れに対して、町が積極的、意欲的に 関わっていく必要があるのかという御質問だと受けとめます。

このたびの入管法の改正は、特定技能者の受け入れということに限られておりまして、1号・2号に分類されており、1号の技能者は一定の技能を持った者で、就 労可能期間が5年間。それから2号技能者というのが、より高度な技能者で1年から3年ということで、これは就労して何回でも更新は可能という制度になっております。

これから、まだまだその制度設計というのはなされていくものだと思っておりますが、あくまでも今の段階では就労期間のある労働者の受け入れ制度であり、直接の雇用というのが原則となっております。

本町におきましては、第一次産業での後継者不足、御指摘のとおり大きな課題で ございますが、本町の農林業経営というのは小規模の零細経営でありますので、経 営体として成立している農林家というのは、非常にごくわずかな状況でございます。

このように、本町におきましては、労働者を雇用して農林業を営む経営形態は、 現状としては、ほとんどないのが実情でございます。外国人労働者が農林業の担い 手や後継者になるということができないのが、今、実情でございます。

時期は尚早かとは思いますけども、また、もう一方の介護分野でもいろいろ報道 もなされておりますけども、これも直接雇用が原則でございますので、行政が雇用 にかかわるということは、今の制度設計上では、限界があるんやないかという認識 を持っております。

本町におきましては、第一次産業や介護分野における単純労働者としての雇用というのは考えられないことはないとは思っておりますけども、まず、一番大事なことは、各企業形態、受入態勢側も含めてでございますが、企業形態の経営組織というのをしっかりと育成していくということが、急務であろうかと思っております。

本町におきまして、農業の担い手の確保・育成を行うための新規の就農者の支援、 それから認定農業者の制度、こういった国のいい制度を受けながら、農業のその担い手の確保、あるいは集落農業化を推進しておりますし、そして、また地域営農制度を推進しながら、林業におきましても森林経営計画の策定、それから森林整備事業の促進を、いせしま森林組合と関係機関と連携して進めているところでございます。

結論を申し上げますと、現状では外国人労働者の受け入れそのものにつきましては、もう少し制度を見きわめながら、第一次産業の担い手、後継者の確保には、ほど遠い状況でございます。今後も関係機関とそれぞれ協力をしながら、担い手の確保・育成につきましては、遅れをとらないように進めていきたいと思いますので、今後ともまた議員さん方の御支援と御協力のほどを、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(八木 淳) 若宮淳也議員。
- **〇1番(若宮 淳也)** 御答弁ありがとうございます。

今後、度会町も人手不足、人材不足を解消していく上で、若い人たちを多方面から移住させることを促進していくことと合わせて、度会町も外国人をどのように受け入れていくかという、そういう視点も含めて考えていったほうがいいと思いますし、今回の制度改正により、ますます外国人が度会町で働く機会もふえてくるのではないかと考えますので、町の今後の取り組みについては、今まで以上に力を入れて、そして、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

二つ目の質問に入らさせていただきたいと思います。

次に、町長の掲げる重点政策について、お伺いしたいと思います。

今年ももう師走、残りわずかとなりました。もう18日後には、新しい年を迎えます。

また、冒頭でも申し上げましたが、町長や私たち議会議員の任期も、あと約半年ですし、来年は年号も変わります。来年は、度会町を発展させていく上でも、大きな年となります。そういう意味でも、現時点で町長が3期目の町民に示した重点政策について、いま一度、成果や進捗状況を明らかにして、町民に示し、新しい度会町の発展につなげていく必要があるのではないかと思います。

町長は、選挙や議会での所信表明などで、農林業の振興、教育、福祉、子育て支援の充実、また、工場誘致、企業誘致についての積極的な取り組みなどを訴えておられました。これは私たち度会町民にとっても、どれも大切な政策だと感じております。

とりわけ議会では、教育や子育て支援については、町長と議員がしっかりと議論をし、支援策をつくり上げてきた経緯もあります。高齢者に対する介護・福祉政策をどのようにしていくというのも大切な視点でありますし、また、農業につきましては、水害の被害もありましたが、その復旧のみならず、今後、度会町の農林業をどのように再生していくかというのは、重要な課題でございます。

工業誘致、企業誘致について町長は前々から意欲的な発言をされてきました。それぞれでこの町長の3期目がスタートをして、これまでの間にどのような成果が出ているのか。あるいは、道半ばなものがあるとすれば、どのような進捗状況になっているのか。成果や達成度合い、進捗状況、今後の課題も含めて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(八木 淳) 中村町長。
- **〇町長(中村 順一)** それでは、ただいま若宮議員さんの質問にお答えをしたいと 思います。

私の掲げる重点的取り組みに対しての今の現状での3期目の期限、区切りの一区切りとしての成果、進捗度、あるいは、現状、今後の見通しということだと思います。三つのことがそろっての御質問と受け取っております。そういった若宮議員さん以外でも、過去にも複数の議員さんからも同じような重点政策、今、議員さんおっしゃったように、町議会議員の皆さん方と私どもも同じような政策一致のような形のことで、ともに推進をしていただいてまいりましたけども、各分野にわたって、今までもそれぞれの回答はさせていただいておると、おおむねの回答でございます。

今回の場合、3期目、ちょうど残す期間が、先ほどもお話ございましたが、早い もので6カ月となりましたけども、そんな中で、非常に山積みの課題がある中での 私の政策につきましては、第6次の度会町総合計画(後期基本計画)、それからま ち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、各種の事業におきまして、現場で 具体的な施策を、今、実施していることでございます。

特に、現状での取り組みにつきましても、今、ちょうど12月でございますけども、 まだもう少しございます。

そんな中で、議員さんのおっしゃる農業振興、教育、福祉、子育て支援、水道、 再生可能エネルギーの推進といったものがございますけども、特に、また工場誘致 もございます。

そんな中でのこれからの今までの現状の成果、進捗状況、今後の見通し、それからその課題についてどうしていくかというような具体的なことにつきましては、今回、課題を一つにまとめようかと思っておりましたけども、この12月17日でございますけども、今回、それぞれの各関係担当課に私の政策の一部を、先ほどの二つの基本計画に基づいて実行、実施するようにということで、皆さん予算化もしていただいております。ちょうど半ばでございます。

そういった中で、この17日にちょうど議会が終わってしまうんですけども、まちづくり推進課におきまして、私も出席して各課に対しての現場の今の進捗状況を、それぞれの課が自分たちの仕事を通して、みずから中間評価、このような進んだかな、進まなかったかな。今度はこういうふうにしようかな。統廃合をしていくべきこともあるんかなというようなことを、検討をしていただくヒアリングを予定されております。

そのことを踏まえまして、本来、ここでお答えしてもよろしいんですけども、本会議の日程が前後いたしておりますので、質問の回答につきましては、12月17日にこの中間報告をヒアリング評価を受けまして、改めて、また機会をいただきまして、御説明と御報告をし、今後、議会の皆さん方の御協力、御支援をいただきながら、各種の事業を推進して取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、どうか、御理解をいただきたいと思います。

今後、いずれの形でも、例えば議員懇談会、あるいは3月の定例会といったような公式的な場で、説明を詳しくさせていただきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

- **〇議長(八木 淳)** 若宮淳也議員。
- **〇1番(若宮 淳也)** 御答弁ありがとうございます。他の、私の質問の全般的な部分というのが、12月17日以降ということで言われましたので、残念ではございますけども、ここでしっかり聞きたいというのはありましたけども、17日以降で改めて、そういう説明があるということですので、その回答を待ちたいなと思います。

ただ、1点だけ町長にも質問したいんですけども、その答弁といいますか。17日 以降に改めて説明ということなんですけども、現時点で、企業誘致、工業誘致とい うのが前からおっしゃられてるんですけども、その中で、まだまだ困難な主な理由 というのが何だとお思いなのか。それを聞かせていただきたいなと思います。

- 〇議長(八木 淳) 中村町長。
- ○町長(中村 順一) 私の答弁で、若宮議員さん御理解をいただいたと思ってますけども、やっぱり一番気になることだと思いますけども、工場誘致がなぜなかなか今の時点で進んでないかという理由をいうことでございますが、理由は幾つもございます。

思いは変わりません。それも一緒にまとめてということで回答をさせていただこうとは思っておりましたけど、これだけ取り上げるほどかなり重点的なことだと思っています。

私が就任してから、アタッシュケースを持って各企業に訪問するという意気込みで参りました。私にとって、今、振り返ってみますと残念なことは、リーマンショックというのがございました。以前のバブルの崩壊というのは、この国内から発したやつだったんですけれども、今回はそのときのリーマンショックは、住宅関係の産業で、アメリカから発したということで、私はそこでちょっと足がすくんでしまったというのが、事実でございます。

どれだけ企業に行っても、大変な状況になってる中に何しに来たんや、おまえ町長と言われるんかと、かつては、度会町長と言えば守衛さんも通してくださって、そこの取締役と会わせてもうて、そこの会社の現状とか、私はあの当時食品加工を中心に考えておりましたけども、中規模な企業に対してということで会っていただけるんではないかという思いでしたが、ちょっとすくんだのは事実です。

ただ、その後も努力をしながら、いろんな関係の方ともお話をして、度会町へ来ていただくような要因がないかということも探りも入れながら来ました。今までも具体的になったというところまではいってませんけども、一つや二つはございましたけども、やはり一番、議員が今、言われた理由はどうかといいますと、言いわけにはなりますけども、やはり度会町の地理的条件と、雇用の確保の難しさ。これが一番じゃないかと思います。もちろん教育は人なりといいますんで、教育関係さえしっかりしておれば、近隣町のこの的山と大日山を超えた向こう側、多気町と玉城町にはちゃんとした人材確保をしていただく企業が、どんどん来ております。非常にうらやましい限りでございますが、この壁というのもやはり一つの要因かと思っています。

諦めずに、水面下では努力しておりましたけども、相談があって、現場まで連れていくということもやりましたけども、もう少しというところで、私の力不足やっ

たんかなという気も、結果的にはしておりますので、工場誘致につきましては、そ ういうことでございます。

それに変わるような、同じような税収確保ということで、企業がここの度会町に来るということやなくして、お金の一般財源のところに税収が確保できるというような努力をというのは、再生可能エネルギー、大変山積みな課題であるんですけども、おかげさまをもちまして、風力発電のような形で税収入をいただくことになりまして、町政始まって以来の税収確保の形やないかと思ってます。

また、今後もまたそういった関係の発電事業も大きな収入を得ることで、皆さんとともに御審議をいただきながらやりたいと思っています。いろんな課題もございますけども、そういった中で御理解いただけたかわかりませんけども、工場誘致に関しては、そういう形で、今も変わりはございませんし、少しでも電話があれば、すぐにキャッチしにいって、前向きに協議を重ねていく。あるいは、軽減特例まで考えているという頭も持っておりますので、今後、残された中でも努力は及びませんけども、しっかりとやっていきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

特に、工場誘致で取り上げていただきましたんで、今日はもうお答えしましたけど、また重複して回答をさせていただくことになろうかと思います。

以上でございます。

- **〇議長(八木 淳)** 若宮淳也議員。
- **〇1番(若宮 淳也)** 御答弁ありがとうございます。

企業誘致、工場誘致に関しましては、先ほども言いましたように、やっぱり人材 不足、それの人材確保も確かに難しいという形もありますし、また地理的なものも 関係しているというのもわかるような気もします。引き続き、またそういう工場誘 致、企業誘致の努力をしていってもらえればと思います。

それでは、最後の三つ目の質問に移らさせていただきたいと思います。

度会町は今なお解決すべき課題が山積しておりますが、この先、3期目の任期も 約半年後には終わるということになります。この課題解決のために、残された任期 精いっぱい取り組んでいただくのはもちろんのこと。その後、町長は引き続き町政 を担う意欲はあるのか。4選出馬の意思はあるのか。皆さんがお聞きしたいことだ と思います。それを聞かせていただきたいと思います。

- 〇議長(八木 淳) 中村町長。
- **〇町長(中村 順一)** それでは、若宮議員さんのただいまの質問にお答えをいたします。

町長の4選出馬についてでございますけれども、質問の通告書を見ていただいて わかりますけども、この後、福井議員さんも同じような質問があり、私の出馬につ いてのことでございますので、もう一件、岡村議員さんの質問にもございますし、 この後、一緒に合わせて申しわけございませんが、同じようなことを言いますし、 若宮議員さんの意思もよくわかりましたので、福井議員さんの質問とともにお答え をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(八木 淳) 若宮淳也議員。
- ○1番(若宮 淳也) 御答弁ありがとうございます。町長の進退については、町民も注視しておりますし、私のほうからもその意思を確認しておきたかったので、質問をさせていただきましたが、この質問については他の議員さんからも質問があるようですので、そこでまとめてお答えをいただくことになるということで、その答弁を待ちたいと思いますが、一つだけ、質問させていただいておりますので、先ほども何回も進捗状況等のことについても踏まえ、聞かさせてはもらっておるんですけども、残りの任期に対して、進捗状況も踏まえて意欲的に、何に重点を置いて取り組んでいくおつもりなのか。それだけお伺いしたいと思います。
- 〇議長(八木 淳) 中村町長。
- ○町長(中村 順一) また、もう一つということでありますので、一緒にということでございましたけども、一つだけということで、あと残りの任期の一区切りを、私がどのように、この町政に全力を傾けていくかという中での何を中心にということでございます。

これも一緒に重複するんです。例えばの話を一つ上げますと、私の場合は、今までもそうなんですけども、皆さんに上げていただいた3期目は、10年前からもそうですけども、短期的にやる政策、皆さんもそうだと思いますけども、中期的・長期的と仕分けをしておりますので、あと6カ月ということは短期でございます。短期ということは、先ほど申し上げたように中間の私が指示をした関係担当課がどこまで、私のいうことを理解してやっていただいておるか。住民の皆さんとの御支援をどれだけこの私が出した施策の中でやっていただいてる等を、まず見て、最終的なお答えをしたいんです。

私自身も、今、議員さんが言われたように、6カ月をどのように町政に対して向かっていくかということにつきましては、もう当然、全力でやっていきたいということで、私にとっては、今、上がっている議題、短期的な今年度の予算を執行するやつは、しっかりと進捗状況をむち打って、職員に頑張ってもらいたいということですし、全部ではございませんけども、今の分野、議員さんも見ておわかりだと思いますけども、子育てとか、それから水道につきましてもそうですし、また防災、特に環境たくさんあります。一言ではまた言うと、もう答えになってしまいますんで、全部のまとめでいきたいと思いますんで、御理解をいただきたい。全力投球をさせていただいて、今の具体的なことは、実現な可能なやつはしっかりとやってい

きたいということでございます。

種をまいて、そして、育成をしながら育てて刈り取っていくまでの中での、今、 種をまいてゴールが近いところは、しっかり実現をしていきたい。

それから、育成をしているところについては、次で、行っていただくことをずっと引き継いで、バトンタッチへつないでいくとか。そういったことに町政の活性化を目標として進めていきたいと思っております。

それぐらいでちょっと御勘弁を願いたいと思います。

- **〇議長(八木 淳)** 若宮淳也議員。
- **〇1番(若宮 淳也)** 御答弁ありがとうございました。

残された任期の間、精いっぱい取り組んでいくのは、町長や議員の使命でもあります。そういったことから、先ほども言われてましたように、精いっぱい、私も取り組んでいくので、よろしくお願い申し上げ、私の質問はこれで終わらさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(八木 淳) 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、4番 岡村広彦議員。

《4番 岡村 広彦 議員》

〇4番(岡村 広彦) 4番議員の岡村広彦です。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従い成年後見制度の利用・促進について、町長にお尋ねいたします。

さて、皆様方も既に御承知のとおり、判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組みとして、成年後見制度が利用されております。

どういう場合に、成年後見を利用するかということにつきまして、幾つか例を挙 げましたので、資料をごらんください。

成年後見制度の利用例としましては、例えば、まず①としまして、ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設等に入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。合わせて動産・不動産等の財産管理をお願いしたい。

- ②アルツハイマーが発症し、今、ひとり暮らしですが、自分の意志で悔いのない 人生を送りたい。
 - ③使うはずもない高額な健康器具など、頼まれるとつい買ってしまう。
- ④両親が死亡した後、知的障がいをもつ子供の将来が心配だ。その子のために、 財産を残す方法や、その使い方、施設への入所手続等、どうしたらよいか。
 - ⑤認知症の父の不動産を売却して、入院費にあてたい。
- ⑥寝たきりの父の面倒を見ながら財産管理をしてきたが、ほかの兄弟・姉妹から 疑われている。

⑦老人ホームにいる母親の年金を持ち出してしまう兄に困っているなどのような事柄が考えられます。判断能力が衰える前、これが今、話をしました①から③の場合ですが、この場合は、任意後見制度が利用できます。任意後見制度では、今、将来のために支援する人や、支援内容を決めておきます。将来、あるいは今からでも望みどおりの支援を受けることができます。

また、判断能力が衰えた場合は例の③から⑦のように、法定後見制度が利用できます。保護がどこまで必要なのかによって補助、補佐、後見の三つの利用の仕方があります。内容は、下の参考をごらんください。

成年後見制度を利用するに当たって、家庭裁判所へ申し立てができる人は、次のように本人、配偶者、4親等以内の親族等となっております。

ただ、世間では身寄りのない方もありまして、身寄りのない方の場合は、市町村 長に法定後見開始の審判の申し立て権が与えられております。

では、以上のような制度内容に鑑み、度会町では制度内容の周知、利用促進の必要性はどうなのか考えてみたいと思います。

平成30年10月末現在の度会町の現状をごらんください。

平成30年10月末現在、度会町の人口は8,279名、うち男性が4,046名、女性が4,233名、世帯数は3,015世帯となっております。中身としまして、65歳以上の人口が2,709人と、人口比32.7%でおよそ3分の1が65歳以上の人口になってます。65歳以上を含む世帯数は1,823世帯ありまして、世帯比の60.5%、65歳以上のみの世帯数は412世帯、世帯比が13.7%です。ひとり暮らしの世帯数は461世帯、世帯比で15.3%となっており、高齢化が進んでいることがわかります。

また、成年後見の相談件数につきまして、担当課のほうへ確認しましたところ、 福祉課のほうでは本年度はまだ1件、あるいはあっても2件ぐらいというような回答を得ました。社会福祉協議会のほうでは、既に権利擁護として4件を担当しておると。そういう中で、度会町で、身寄りのない方に対応するための、度会町長の申立件数、これは当然のことですが、行政の相談件数が少ないことから、昨年度も本年度もゼロ件となっております。

町民への制度の周知方法は、年1回広報に掲載と聞いておりまして、本年度は広報わたらい12月号に掲載されておりました。ただ、ちょっと行数が少なく、およそ1枚紙面の4分の1程度の内容でございました。

後見制度の利用につきましては、一般的には各家庭や家族の問題であるとよく言われてはおりますが、既に成年後見制度を利用している町民の方も見えると思います。

しかし、行政として、町民の高齢化が進む中、行政への相談件数の少なさや、年 に1回程度の制度周知では十分な行政サービスが行われているとは思えません。 そこで、次の2点について質問いたします。

まず、1点目は身寄りのない方の場合は、市町村長に法定後見開始の審判の申し立て権が与えられていることも含めて、成年後見制度に関する町としての捉え方について、御答弁ください。

2点目は、成年後見制度に関して、町民への支援、サービスの充実を図るための 具体策や行政内部の対応の仕組みについて、御答弁いただきたいと思います。

- **〇議長(八木 淳)** 中村町長。
- **〇町長(中村 順一)** それでは、ただいまの岡村議員さんの質問にお答えをしたい と思います。

成年後見制度の利用・促進についてでございますが、まず冒頭で、大変、岡村議員さんの通告の質問資料の今、説明をお聞きしましたけれども、私どもよりもかなり御理解をされて、勉強をされているのかなと感心をいたしました。

そんな中で、成年後見制度がそもそもどういうことから行っているかというのは、 ちょっと役所的な感も入りますけども、そこから岡村議員さんの質問にお答えをし たいと思います。

まず、成年後見制度の利用・促進につきましては、平成28年5月に施行をされております、「成年後見制度の利用促進に関する法律」、いわゆる成年後見制度利用促進法において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村の計画を定めるよう努めるものと、このように規定されてます。これをもとにしまして、いろいろ展開していくわけでございますが、まず、1点目の御質問の私も含めた市町村長の申立権ということにつきまして、平成20年に成年後見制度利用支援事業といたしまして、町長からの申し立て、また、生活困窮等での御指摘の制度の利用が困難な方につきましては、申し立て等の費用を助成する規定を整備しておりますし、また、窓口での成年後見制度の利用相談、そして、具体的事例に示していただきました認知症や知的障害の方などで、成年後見制度の利用が望ましい方についての支援につきましては、今のところ随時対応しているのが実情でございます。担当課からの報告も受けております。

これまで、支援をさせていただいた方の中には、町長申し立てが必要かと思われるようなケースもございましたが、何とか法定内の4親等以内の身内に申し立ていただいたというようなことで、そういったことで後方支援という形でさせていただいたということもございます。これまでのところ、議員さんの御指摘のとおり、度会町では、今年度、一、二件ということは事実でございます。これが増えてないのは我々の努力不足かなという観点もございますので、御指摘のように、これからも努力はしていきたいと思っておりますが、今のところ町長の申し立てをしようとか。

助成制度の利用に至ったという実績はございません。

ただ今度、御指摘のように申し立てがあれば、私としましても、先ほど申し上げたような6カ月の一区切りの中でそういうことがございましたら、積極的に関わっていきたいという気持ちは持っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、国の基本計画におきましては、二つ目の御指摘の質問でございますけども、関連でございますが、幾つかのポイントが、この基本計画で示されておりますので、その中でも、市町村に求められているものといいますと、やはりネットワークというのが、今、はやりの言葉でございますけども、包括センターのネットワークとかいうのもございますし、そういった中では、先ほど議員さんが言われたような「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」というのがございます。後見制度の手前の権利擁護制度もございます。これも社協を通じて実際にも運営はされております。

その二つ目の質問でありますように、まず今後、支援、サービスの充実を図るための具体策と取り組みの仕組みづくりというのが、それに当たると思いますので、今のところ町としましては、随時の相談というのは、地域包括支援センター、それから障害者の担当のほうで行っていると。利用促進につきましては、御指摘のように12月広報で1回だけやってるということでございますんで、これは御指摘のとおり、より内容の工夫をもうちょっととか。あるいは、私もそう思って担当課に指示しようと思っておりますけども、1回だけでなく、今後、これからの時代の流れやないかと思っておりますので、なるべく複数以上、より住民の皆さんが利用しやすいような状態の、これから広報での周知を努めていきたいと思っております。

講演会等で啓発するということも大事だと思っています。

また、広域的な連携ネットワークづくりにおきましては、昨年から家庭裁判所が、御存知と思いますけども、行政の方と意見交換をということで、やっぱり裁判所としても地方の中でそういったことをもっと現実的に、やっぱりハードルの高い制度だと思っておりますので、住民の皆さんにわかりやすいように広がっていくよう、それぞれの行政で地域連携も深まるんやないかということの意見交換というのが開催されているということで、私も期待しておるところでございます。

また、町としましては、今後、市町村計画の策定に向けて、この制度、非常に奥が深くございます。いろんな課題を克服して進めていかなければならない制度だと思っておりますので、まずは、やはり受入態勢のほうの観点からも協議をして、また、成年後見制度の利用の必要性が高い人は、なるべく発見といいますか。突き詰めて、そういったところをよく発見して、そして、適切にその利用につなげるように、環境づくりをしっかりして、機能の仕組みづくりについて検討していきたいと、このように思っております。

また、つけ加えますけども、成年後見制度ということまでいかなくても、まだまだ住民の皆さん方にはお困りの生活困窮、あるいは障害者の方等ございますけども、議員さんが御指摘のように、日常的な判断力が不十分といいますか。非常に低下している方々、そういった方々に対しての、現行では社会福祉協議会で日常生活自立支援事業という事業として、日常的な援助、福祉サービスの利用、デイサービスへ行かれるとか、そういった援助、それからその方の金銭管理、口座とか、そういったものを管理して、現金の出し入れをするというような、それから書類、印鑑証明等の書類なんかを預かるといったことも、今後、成年後見制度へなかなかいくには壁が高いという方に対しては、こういう権利擁護の日常生活自立支援事業として、国も認めて、そういったことも進めておりますので周知をしていきながら、今後二つの制度を進めていきたいと思いますんで、今後また議員さんお詳しいので、具体策につきましては、また御助言もいただきながら御支援をよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(八木 淳) 岡村広彦議員。
- **○4番(岡村 広彦)** 先ほどの町長の答弁の中に、近年、裁判所側から行政に対して意見交換会をと、初めてそういうような内容が出まして、具体的にもう少しその成年後見制度を利用してもらえるかどうかと、あるいは、その辺の市町村別の実情を付加するというような観点からも、意見交換会がされたと聞いております。

ただ、ハードルが高いとはおっしゃられましたが、成年後見制度は、やっぱり制度の詳細、細かい部分がどういうものかというのを完全に承知している方が多いとは言えないのが現状なんで、行政としてはその辺のサービスを、もちろん重点的にやってもらえばいいと思いますので、裁判所もそうですし、司法書士会もそうですけども、成年後見制度に関する冊子とか、リーフレットがたくさん出ておりますので、町のサービスの一環として、今後、例えば各世帯にこういうような制度がありますよというようなものを配布するといったような、そういう考えはお持ちではありませんか。その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(八木 淳) 中村町長。
- ○町長(中村 順一) 御指摘のように、その範疇は私の頭では入っておりますけども、現実論として、多くの方にそういう配布をしても、問題は読んでいただけるかどうか。手元にとって見ていただくならわかりやすい制度になっているかということが、これからの課題だと、私自身は思っておりますので、例えば、我々の行政もそうですけども、この努力はしていきたいと思いますが、やはり直接的には、今、私の答弁では答えませんでしたけど、司法書士会とか、そうした一つの団体、これへ頼る団体がございます。そういう地域の。そういった方々ともやはり話し合いと

いうものを、今後、やはり三重県にも、三重県司法書士会長もございますんで、そういったことで先ほどの私が答弁したのは、将来の協議、ネットワークでして、もう一つ広げたネットワークをやっていかないと、今、議員さんがおっしゃったような回答はなかなか明確に、住民の皆さんには伝わらないやないかと思っておりますので、これはいつも私が言う一日一歩ということで、その努力もしていくということを、お約束しておきたいと思います。

- **〇議長(八木 淳)** 岡村広彦議員。
- **○4番(岡村 広彦)** 町長の言うこともわかりますが、当然、この成年後見制度の みならず、行政相談とか、法律相談で、町でも相談会やってるとか。そういう事実 もありますので、当然、やはりそういうところは試行的な相談会をするとか。ある いは、やっぱりリーフレットを配って、皆さんにこんな制度がありますよと、周知 してもらう。それもやっぱり必要やと思います。

なぜかと言いましたら、成年後見制度の理解については、これは結局、よく考えますと、あすは我が家族にも関わってくるような問題でもありまして、第6次度会町総合計画後期基本計画の中におきましても、目標2の中で、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、地域福祉の充実がうたわれておりますし、特に、その地域福祉の充実の47ページのところにも、権利擁護の推進も目標の一つとして挙げられておりますので、やはり基本計画の中の文面のみではなくて、やはりそれを実際に担当課を通じて行動してもらうと。やっぱりそれが本当の住民サービスではないかと、そのように考えておりますので、せっかくつくられました基本計画の文面に負けないように対応していただくよう、お伝えをいたしまして、以上で、質問を終わります。

〇議長(八木 淳) 以上で、岡村広彦議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(9時47分休憩)

(9時56分再開)

〇議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番(福井 秀治) 10番議員、福井秀治でございます。ただいま議長のお許し をいただきましたので、通告させていただいております件につきまして、町長に質 問をさせていただきます。

まず、この環境施設整備事業補助金についてでございます。

この環境施設整備事業補助金交付要綱は、昭和43年農業施設事業奨励金に関する 内規として示されていたものを、平成6年に現在の要綱として定め直されました。 その後、中村町長になられ、近年において補助率の改定が行われました。確か以前25%であったと思っております。

そして、町道等の土地取得費用の補助、自主防災組織の育成補助、防犯灯のLE Dへの切りかえ補助などが新しく組み込まれてきましたが、最近の急激な高齢化に 伴い、各区とも事業を執行する力は落ちてきております。

以前は、若さと馬力でできていた出合い作業なんかでも、最近では業者に依頼することが多くなってきております。中には、実施されずに先延ばしとなっているのもあるのではないでしょうか。区として、人的にも、財政的にも厳しくなってきております。やらなければならない事業を執行しやすくするためには、使い勝手をよくする必要があると考えます。

そこで、事業対象となる金額であります20万円以上を災害復旧と同じように、10万円に下げる。そして、補助率を10%アップする。それから、農道につきましては、農業者だけではなく、一般の人も通行するところから、町が直接管理するべきと考えます。

次に、公共性の強い作業は、これも補助対象にするようにしていただきたいという件でございますが、最近、大野木で通学路であります町道に沿って、約200メートルにわたり20本余りの桜の木が植えられており、その大きな枝が道路の上に覆いかぶさっておりました。子供たちの安全のため業者に切り落としてもらったんですが、これが結構な金額になりました。

このような公共性の強い作業については、補助対象にするべきと考えます。

この環境施設整備事業によく似た地区集会所新築等補助金交付要綱というのがございます。集会所の新築は余りないと思いますが、建物本体の改修工事やトイレの改修やバリアフリー化工事、またエアコンの設置や取替えなどがあると思います。改修工事については、25%の補助となっておりますが、集会所という意味合い、そして、そのほとんどが災害の際の避難所に指定されております。そこら辺を考えていただき、補助率のアップを提案するものであります。

また、エアコンだけの設置や取替えでは補助されないとのことですが、これらも 補助対象とするべきと考えます。町長の御答弁をお願いいたします。

- **〇議長(八木 淳)** 中村町長。
- **〇町長(中村 順一)** ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。 環境整備事業補助金、全般にわたっての質問で、今よりはグレードアップしてく れないかと、非常に区のほうも困ってるという御指摘だと思います。

この環境施設整備事業補助金につきましては、見直しの必要があるかという質問ではございますけども、現行制度を改めて全体的にもう一回精査をし、少子高齢化に対する各区に対しての地域の活性化につながるような制度設計にしていくべきで

はないかとの質問やと思っています。

議員さんのおっしゃるとおり少子高齢化によるこの衰退というのが、非常に年々厳しくなっておりますし、また、各字の集会や出合におきましても、この事業等がなかなか遂行できなくなっているというような事態が生じてきているということを認識しております。

そのことを踏まえて、町行政にとりましても、重大な時代の流れの一つと受けとめて、財政上の配慮をもちろん加えた上で予算措置が可能になるように、必要なもの、十分条件を満たすこと等の選別を慎重に検討を加えながら、少しでも各区の皆さん方の不安が取り除けるように、各関係担当課において、今後、全体的でございますけども協議を重ねてまいる所存でございます。

それでは、まず、議員さんの質問に対しまして、今、全体でお答えしましたが、 それぞれの各担当課の各種補助金に対する考え方、それから、町としての今後の制度への進め方につきまして、十分とは、今現時点ではいきませんけれども、具体的に取りまとめて、現状で判断した、議員さんの質問に対する個々の補助金に対して、 今後の方向性というものを御説明をさせていただきたいと思います。

まず、順位不同になりますけども、まず、産業と建設の分野におきまして、議員さんのおっしゃる補助金の上限につきまして、これは200万円を限度とするということになっております、要綱で。これを限度としまして1カ所の事業費につきまして、災害の復旧の事業では、今は下限が10万円以上としております。議員さんのおっしゃるのは、災害復旧以外でも、その対象をもう少し同じように災害復旧と一緒にしたほうがいいんやないかという御質問だと思いますので、災害復旧以外でも下限額を20万円よりも、もっと使い勝手いいように、10万円以下のほうに対象とするという変更は、私も適切と考えておりまして、行政の場合はやっぱりさあやろうかとなると、時間もかかりますのでこの件につきましても産業建設分野につきましては、災害復旧と同じような下限を設けていきたいと考えております。

それから、この補助率の全体のアップにつきましてですけども、いずれも私が来たときは25%で、非常に区の負担もきついもんでございましたが、皆さんの御理解と御支援をいただきながら産業建設とも40%というところに要綱を定めさせていただきましたが、議員さんのおっしゃる災害復旧とまた同じように50%、あと10%、これが財政上のことも鑑みてということになりますけども、そんな中で、皆さんの農林業に対する意欲が非常に停滞している中で、区の財政負担の非常に重圧もございますし、今後、少しでも軽減化につながることが、やはり50%までアップをするということも必要であると思っております。

そういったことで、この産業建設の分野につきましての現行の環境施設補助金に つきましては、上限はともかく下限と、それからその全体を両立アップを、平成31 年度を目指して、前向きに実現化するように、担当課に協議するように指示を出して実現化したいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

ただ、もう一つの農道の町管理のことでございますが、これはいろいろおっしゃることよくわかりますんですけども、これは、これからも今後、継続した協議が必要ではないかと思っています。

そんな中で、度会町の重要道路というので、日々の皆さん方それぞれの地域にも管理していただくには、愛着をもって管理や利用をしていただくことというのが、非常に大切だと思っておりますので、そんな中で、まず、基幹農道の鮠川下久具線の農免道路、農道の棚橋葛原線、それからふるさと農道です。この3路線の基幹道路については、今までも負担金は免除となっております。

また、それぞれの各字内の一般農道に関しましては、農業用基盤整備事業として 町が事業主体となる場合に、町施行といたしますけれども、この場合には、要綱の 定めてるとおり地元の負担金を20%ということで、8割の負担をするということに、 これが適切ではないかと考えておりますので、その中で現時点で農道を全て町管理 にするということは、まだ時期尚早と考えております。

また、御指摘の公共性の強い事業についてということでございましたが、ちょっと質問の趣旨がわかりにくかったんですけども、公共性の強い作業というと、やはり皆さんがやられる共同の出合作業かなということで、今、お話を聞くと、そこが中心のような感じでございますので、例えばそういう公共性の強い作業につきましては、御承知のように道路とか、河川等におきましては県と町が管理すべき箇所が区の出合作業等による負担となっているというのは、維持管理上の御指摘かと推測をしております。

そんな中で、出合作業そのものにつきましては、いつも区長さんからもお話ございますが、日当そのものの人件費での支出は困難でございます。それで今後、高齢化社会の中で年寄りの方が多いと、力仕事が非常に難しくなってきたと、出合いの内容もなかなかしっかりとやろうと思っても日にちがかかるといったことも聞いておりますので、必要経費としての出合作業の中で、その中で使用する重機とか、それからダンプカーの使用料とか、草刈り機、それからチェーンソー等備品に対する補助金については、今後、前向きに検討が必要であると、このように考えておりますので、もう一度、平成31年に向かって、これも検討していきたいと思います。

それから、議員さんがおっしゃった大野木地内での各論でございますが、桜の木が伸びてきて通学路ということを聞きましたんで、こういうのは制度は制度で考えますけども、またほかの切り込みがございますので、そういったことも利用して、通学路の安全確保に努めていきたいと、このように思っております。

また、次に、前後しますけども、集会所でございます。これにつきましては新築

と改修というのがございます。その中で、まず新築につきましては、1件当たりの 事業費というのは、非常に高額な額になりますが、現行制度は3割ということにな っています。これがもう今のところを維持をしたいなと考えていますし、今後の検 討につなげていきたいと思っております。

それから、改修費につきましては、御指摘の全くそのとおりだと思いますけども、補助金の上限が総事業費を念頭に置いて、設定をすべきと考えますので、今後は、対象の補助金につきましては、今のところ御指摘のとおり25%になっておりますけども、わずかでございますが30%のアップを実現化していきたいと思っております。

それから、集会所の御指摘のエアコンの設置につきましては、国のほうでも熊本地震のときに、こういう御指摘もありまして、なかなかそういった制度が整っとらんと、特に避難所を中心でしたけども、当町としましても、このエアコンの設置につきましては、区長様方から多くの要望の声が、非常に今までもございますので、避難所として公益上必要と考えております。その集会所、各集会所です。

ただ、日常生活のコミュニケーションの場としての観点からいきますと、一定の総事業費を対象に、この災害対策時の避難場所としての役割対象外のところも含め、全集会所のほうに日常でのコミュニケーションの場としても使っていただくということで、これからは補助金制度に前向きな実現化を目指して、エアコン設置についても何らかの補助率を設けたいと、これも前向きに考えております。

それから、戻りますけども、LEDの補助金は各区長さんに御努力でしていただいて、普及しております。また、自主防災の育成事業の事業費2分の1も、かなり各字から申請をいただいておりますし、これもまたこれからも継続してやっていただきたい。

また、町道の用地等取得事業の補助金も、やりやすいようにということで、町道に対して2分の1というような料率も改正してございますので、これらにつきましては、町行政として一定の役割を果たしているという議員さんの御理解をいただいてると思いまして、これは本当にありがとうございます。

そういった今後は、これを今、申し上げました各種の補助金ございますけども、 環境施設補助金だけではなくして、他の補助金もともに、決して満足することなく、 引き続き折々検討を加えていくように各担当課に指示を、改めてもう一回またした いと思っております。

以上、各種の環境施設整備事業補助金につきましては、全体的な見直しをかけていくということと。それから担当課へそれぞれ指示をさせていただくつもりですけども、積極的に実現できるものもあれば、さらなる検討の必要性のある補助金もございますので、今後、特に財政面での配慮をしっかりと慎重に加えながら、来年度に向けて、積極的な見直しの協議を行って、住民の皆さんの期待にも少しでも応え

ていきたいと思いますので、今後とも、また議員さん方の御助言、御指導、御提言 をあれば、よろしく協力お願いをしたいと思います。

以上でございます。

- **〇議長(八木 淳)** 福井秀治議員。
- **〇10番(福井 秀治)** いろいろと御配慮ある答弁をいただきまして、ありがとう ございました。

限界集落といわれる高齢化率が50%を超える区が、度会町に二つございます。また、これに近づいている区が結構あるのではないでしょうか。

限界集落の定義といいますか。難題点として、出合などの共同作業ができにくい というのがあります。今後、そういうところはさらに増えていくわけでありまして、 安心安全な地域の暮らしを守るよう、手を差し伸べていく必要があると思います。

それでは、次に、町長の今後について質問させていただきます。

中村町長が初当選をされましたのは、平成19年であります。その2年前、市町村合併を果たすことができず、単独のまちとして生きていく覚悟をしたところでありました。合併協議の途中では、合併しなければ地方交付税が大幅に減額されるという話がありました。それを一番心配しておったわけでありますが、以前に比べると少なくなったものの、大幅減額とまではならない額が交付されてきております。

そんなことがありましたが、依然厳しい財政状況にあるのは、間違いありません。 そんな中、創意と工夫による身の丈相応のまちづくりをモットーに、緑と笑顔の輝 く明るいまちづくりを目指すというフレーズのもと、懸命に町政に励んできておら れます。簡易水道から上水道への移行のビッグプロジェクトを初め、多くの事業を 手がけられ、町の発展につなげていただいてきました。

しかし、この度会町において、人口減少社会の中、少子高齢化の問題、一次産業の衰退など、一時も手綱を緩めることができないほどの課題、難問を抱えております。

そして、町長の公約の大きな一つでありました企業誘致が達成されておりません。 それらを踏まえて、さらなる発展への思いをもって、4期目を目指していかれるの か。それとも近づいてきた任期をもって若い人にバトンタッチをと考えておられる のか。お聞かせください。

- 〇議長(八木 淳) 中村町長。
- **〇町長(中村 順一)** それでは、ただいまの福井議員さんの質問、それから、先ほ ど若宮議員さんの質問、申しわけなかったですけど、一緒に質問の回答をさせてい ただきます。

お二人の質問は、いろいろと事業のことも御指摘がございました。その中で、私 が4選目の出馬と、皆さん方も同じように、この4月の地方統一選挙、来年はあり まして、その後、度会町は2カ月ずれましての町長の選挙、それから町議会の皆さ ん方の選挙がございます。

私としましては、平成19年6月でございますけども、住民の皆さん方の選挙を通じまして初当選をさせていただきました。2期、それから3期と住民の皆さん方の審判を仰ぎながら当選をさせていただき、3期目の任期が、残すところ、早いもので6カ月になっております。山積みするのは各種課題につきましては、自分の最大限の努力をすることに責任と使命を肝に銘じながら、行政全般にわたって、住民の皆さん方や町議会議員の皆さん方の御支援と御協力をいただきながら、今日に至っております。

大変、本当に心から、まずお礼と感謝を申し上げたいと思います。

初めての当選を果たしましたときに、度会町に生まれ育って、度会町をこよなく 愛し、度会町活性化発展のために全力を傾注することを心に決めて、度会城を預か らせていただきました。

そのときの初心を忘れることなく、自分なりに走り続けてまいりましたが、初当選をさせていただいたときに、私は3期12年というのを務め上げるということをかたく決意しながら、この町政に、自分自身は取り組んでまいりました。

この12年間一日一歩ずつというのに、少し私のビジョンが変更をしたという感じ もございますけども、その前はやはり時には花火を上げるという言葉も、1期、2 期は出しておりましたけども、時代の流れ、それからここの当町の事情も勘案して、 やはり一日一歩ずつの積み重ねかなということに切りかえながら、身の丈相応とい うような言葉も出して、何か保守的なように取りかねないようなかねがね、今まで の思い抱いていまして、重点的なことの取り組みをさせていただきながら、その中 で、財政が非常に豊かでない町でございますので、創意と工夫、努力と向上心とい うのも、職員の朝礼でもずっと口を酸っぱくして申し上げながら、私も肝に銘じな がら、それを理念として、より度会町が住みやすくなるように、また、心豊かな人 がたくさん出て、心豊かなまちになるように、そして、企画力に富んだまちづくり をしていくんだということに心がけて推進をしてまいりましたが、今、思いますと、 目標を達成したということよりも、先ほど若宮議員さんの御指摘もございましたが、 現状とどうかということでございますが、全体を見ますと、やはり山積みの課題の 中で目標を達成したということよりも、目標が達成成就できなかったという施策が 多く、住民の皆さん方には、十分な期待にはやはり応えられなかったんかなという ことで、自分の力不足を、この今日、このごろずっと感じている心境でございます。 政治と行政というはとどまることないうことと。結果がやはり重視されますとい うことは当然のことながら、私自身の気力と体力と、大してない知力にも限界を感 じてきている今日でございます。

町行政には、終わりはないし、また完了することはございません。また、次々と 行政課題が生じてきますので、リレーのようにつないでいかなければならないこと も、十分認識をしております。

いろいろな思いの中で、この3期目の残り少なくなった期間を全力で任務を、初心を忘れることなく遂行して、一区切りをつけたいという意志には変わりはなく、6月を一区切りとしたいということで、福井・若宮両議員さんの質問への答弁として、3期12年間を一区切りにしたいという回答、3期前に皆さんにお世話になったときに、自分自身が3期12年を務めさせてもらうという決意のもとでやっておりますので、そういった思いで、この3期12年間を一区切りにしたいという回答で、御理解をいただければと思っておりますので、今後また残された任期の6カ月、皆さんとともに、しっかりやっていきたいと思いますんで、町の活性化のための発展を少しでも一日一歩の積み重ねで努力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- **〇議長(八木 淳)** 福井秀治議員。
- **O10番(福井 秀治)** 大変、重い決断をしていただいたと思います。

在任期間が残っておりますので、しっかりと全うしていていただくことをお願い 申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(八木 淳) 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任 委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 岡村 広彦議員。

〇予算決算常任委員長(岡村 広彦) 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第55号 平成30年度度会町一般会計補正予算(第3号)、以上1議案について、教育長、関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長(八木 淳) ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。 続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。 総務住民常任委員長 牧 幸作議員。

〇総務住民常任委員会委員長(牧 幸作)報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第56号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第57号 平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)、議案第58号 平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第60号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第62号 度会町選挙公報の発行に関する条例について、議案第63号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、以上9議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。以上で、報告を終わります。

○議長(八木 淳) ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。 続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。 産業教育常任委員長 登 喜三雄議員。

○産業教育常任委員長(登 喜三雄) 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第59号 平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算(第2号)、議案第61号 平成30年度度会町水道事業会計補正予算(第2号)、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上3議案について、教育長並びに事務局長、関係課長、課長補佐の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成全員により次の附帯決議を付することを決しましたので、その内容について申し上げます。

議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例に係る附帯決議 度会町議会産業教育常任委員会 議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、給水人口の減少、施設の低耐震化率及び40年越えの老朽管対策を主因として、水道料金を改定案が示されたものであるが、本委員会として、次のとおり附帯決議する。

記

1、給水人口を減少推移と水道事業の経営見直しについて

料金改定を必要とする一つ目の主因として、人口減少社会の到来による給水量の減少を見据えているものの、この見込みより実際の人口減少はさらに進むことも考えられる。計画との間に乖離が生じないよう、常に有収水量の変化による水道事業の収支を検証し、これを公表し、経営の見直しに努力されたい。また、このまま給水人口が減り続けると、将来計画40年の間で浄水場の能力が過剰となり、給水規模を見直すターニングポイントが訪れるものと思われる。このとき、給水原価を低減させるためのシステムの改革に備えられたい。

2、浄水場及び配水池の耐震補強並びに配水老朽管更新工事について

葛原、川上、長原、注連指の浄水場及び配水池の耐震補強並びに配水老朽管更新工事に必要とする更新需用費を10年間で18億円(40年間では72億円)を見込み、この自己財源にあてることも料金改定の二つ目の主因となっている。今期定例会の会期中、その年次計画とともに現地を確認し考査した。その結果、年間1億8,000万円の事業計画は、今後さらに詳細な実施計画の早期の策定を進めるとともに、その中で、事業費の削減努力を重ね、本改正条例の基礎資料(平成30年10月作成度会町水道事業料金案)による、4年から5年までに、さらに料金改定を必要とすることを見直す判断に資することとされたい。

3、水道法改正後の備えについて

平成30年12月6日、第197回臨時国会で、水道法の改正が成立した。この改正法のうち小規模な事業体である本町として、将来に向けて広域連携を視野に入れた経営基盤の強化についての検討を進められたい。

以上の内容であります。

以上で、報告を終わります。

〇議長(八木 淳) ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論(議案第55号~議案第68号)

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第55号から議案第68号 及び発議第7号についてを議題とし、討論に入ります。

お諮りいたします。

議案第55号から議案第61号、議案第63号から議案第68号及び発議第7号の14議案 に対する討論の通告はありません。

よって、議案第62号を除く14議案は討論なしと認め、討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認め、議案第62号を除く14議案の討論を終わります。

続きまして、議案第62号 度会町選挙公報の発行に関する条例についてに対し、 6番 登喜三雄議員から討論の通告がありますので、発言を許します。 6番 登喜三雄議員。

○6番(登 喜三雄) 登喜三雄です。討論の通告を受理いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案第62号 度会町選挙公報の発行に関する条例について、賛成討論 をいたします。

本議案は、本年6月に開催されました第2回定例会における度会町議会改革特別 委員会の全会一致による要望決議を尊重いただき、条例提案がなされました。

顧みますと、平成25年12月当時の浅井選挙管理委員長、また、平成29年3月、前下里選挙管理委員長に一般質問を通して選挙公報の発行を提言し、このことに端を発して選挙管理委員会におかれましては、県下の情勢、選挙事務ノウハウの確立等について、鋭意検討が重ねられ条例提案に至ったものと推量をいたします。

議案の提案理由にもありますように、有権者が各候補者の政見等について知る機会の拡充を図ることを目指すものとなり、次回の町長選挙と町議会議員選挙において、立候補をする者にとっては、有権者の皆さんに公費でみずからの政治信条を伝えることができ、廉価な費用で選挙に臨むことができるものとなります。

一方、有権者の皆さんには、首長や議員を選出するための公平な情報が伝わりその結果、よき緊張感をもった、より成熟した町政運営が行われていくものと期待いたします。

選挙管理委員会の事務量の増加を承知の上で、町制施行50周年の節目となるとき、

本条例案が上程されましたことに、改めて、地方自治の意義深さと責任の重さを感じますとともに、現中井選挙管理委員長並びに度会町選挙管理委員会の決断に感謝を申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

〇議長(八木 淳) 以上で、通告による討論を終わります。

◎採決(議案第55号~議案第68号、発議第7号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第55号から議案第68号及び発議第7号についてを採決します。

議案第55号 平成30年度度会町一般会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補 正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補 正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号) に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 平成30年度度会町水道事業会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 举 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 度会町選挙公報の発行に関する条例についてに対し、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

西井議員。

〇2番(西井 仁司) 動議を提出いたします。

産業教育常任委員長より報告のあった、議案第64号 度会町水道事業給水条例の 一部を改正する条例についてに係る附帯決議について、議会の意思とすることを求 めます。

以上です。

(「賛成」の発声あり)

O議長(八木 淳) ただいま西井議員から産業教育常任委員長より報告のあった、 議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決 議について、議会の意思とすることを求める動議が提出されました。

この動議は、一人以上の賛成があるため成立しましたので、日程に追加し、追加

日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、産業教育常任委員長より報告のあった、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

(10時39分休憩)

(10時41分再開)

- **〇議長(八木 淳)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ◎提案理由の説明(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例の 附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

追加日程第1 お手元に配付されています議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議に対しては、会議規則第39条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに 係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議については、提案理由 の説明を省略することに決定いたしました。

◎質疑(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例の附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

追加日程第2 議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯 決議について、議会の意思とすることを求める動議に対する質疑を打ち切ります。 これで、動議に対する質疑を終わります。

◎討論(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例の附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

追加日程第3 これより討論を行います。

議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯 決議について、議会の意思とすることを求める動議に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯 決議について、議会の意思とすることを求める動議に対する討論を打ち切ります。 これで、討論を終わります。

◎採決(議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例の附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議)

追加日程第4 議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議に対し採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに 係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議は可決されました。

引き続き、日程第4の採決に入ります。

議案第65号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の 方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めること についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第68号は同意されました。

続きまして、発議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

以上、議案第55号から議案第68号まで及び発議第7号の15議案は、全て原案どおり可決、同意されました。

また、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに係る附帯決議について、議会の意思とすることを求める動議についても可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の 申し出があります。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

〇議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しまし

た。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員